



国の動向

- 令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられた。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児等に対する支援について、国や地方公共団体等の責務と明記された。
- 令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策に関し、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされた。
- 令和4年10月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布され、障害者等の地域生活及び就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援等の措置を講ずることとされた。

障害者総合支援法の主な改正内容

- グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談が含まれることを明確化
- 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務化
- 自立支援協議会で障害者個々の事例について情報共有するとともに、関係機関による協議会への情報提供に関し努力義務化
- 就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」の創設
- 一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスの一時利用が可能
- 市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明確化
- 居住地特例の対象に介護保険施設等を追加

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針

市民ニーズ

- 市民アンケートの調査結果
- 事業所アンケートの調査結果
- 障害者団体アンケートの調査結果